

令和3年経済センサス 活動調査にご協力ください

経済センサス 活動調査は、日本の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状態を全国的及び地域別に明らかにすることを目的に実施されます。調査結果は民間企業における経営計画の策定や商店街の活性化、地方公共団体の各種行政施策などの基礎資料として利用されます。5月中旬より沖縄県知事に任命された調査員が調査に伺いますので、調査へのご協力をお願いいたします。

【調査対象】町内にあるすべての事業所・企業

問 企画財政課 統計係 ☎(945)4533

空き家の発生を抑制するための特例措置

相続発生日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円が特別控除されます。

◆対象の家屋:昭和56年5月31日以前に建築したもの(ただし、相続の時から取壊し日又は譲渡日まで業務や居住の用に供していないこと)

※家屋の譲渡の場合は、耐震性能を確保したもの

◆令和5年12月31日までの譲渡

本特例の適用の可否等については、管轄の各税務署(国税局)へお問い合わせください。

国土交通省「空き家の発生を抑制するための特例措置」

上記については、確定申告の際提出書類があります。町HPに必要書類などを掲載していますのでご確認ください。また、ホームページをご覧になれない場合は、都市整備課へお問い合わせください。



国土交通省 HP



西原町 HP

問 都市整備課 建築係 ☎(945)4496

那覇広域都市計画の変更について

【都市計画の種類及び名称】那覇広域都市計画用途地域

令和3年2月17日告示 兼久マリンタウン線沿線地区

【都市計画の種類及び名称】那覇広域都市計画地区計画

令和3年2月17日告示 兼久マリンタウン線沿線地区地区計画 東崎地区地区計画

【都市計画を定める土地の区域】

西原町字兼久の一部及び東崎の一部

【図書の縦覧場所】

西原町役場2階 建設部 都市整備課

※概要については、町ホームページをご覧ください。



問 都市整備課 都市計画係 ☎(945)4496

那覇広域都市計画道路の事業認可変更について

都市計画法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、沖縄県より次の都市計画事業の変更の認可に係る図書の写しの送付があったので、西原町役場に備え置いて縦覧に供します。

事業計画の変更

【施行者の名称】 沖縄県

【都市計画の種類及び名称】

平成28年沖縄総合事務局告示第10号

那覇広域都市計画道路事業3・4・87号浦西停車場線

【事業施行期間】

自 平成28年3月7日 ~ 至 令和5年3月31日

【告示番号】 沖縄総合事務局告示第6号

【告示日】 令和3年2月22日

【縦覧場所】 西原町役場2階 建設部 都市整備課

問 都市整備課 都市計画係 ☎(945)4496

不発弾等探査の要望者募集

不発弾等探査を要望する方で、以下の条件を満たしている土地に関して募集します。

- ① 探査予定面積が100㎡を超える
- ② 土地所有者及び要望者の同意書が必要になります
- ※上記の場合でも探査・発掘ができない場合や注意事項があります。

【提出期限】 5月13日(木)

条件や提出物などの詳細は町HP(トップページ新着情報)で確認するか、下記にお問い合わせください。

問 生活環境安全課 ☎(945)5018

第18回西原町ソフトテニス大会の開催

日 時 6月13日(日) 9時試合開始(受付8時15分~30分)

会 場 西原町民テニスコート

競技種目 経験者男子・経験者女子・初心者男子・初心者女子
※状況により変更あり

参加資格 西原町に本籍又は現住所を有する18歳以上の方
※ペアの1人が要件を満たしていれば可。高校生は不可。

参加料 1ペア1,000円 締切 6月7日(月)17時

問 西原町スポーツ協会事務局 ☎(945)8095

農業者年金について

国民年金の第1号被保険者で60歳未満、年間60日以上農業に従事している方は、だれでも加入できます。詳細は農業者年金基金のホームページをご覧ください。

問 農業委員会 ☎(945)5281
JAおきなわ西原支店 ☎(945)5225



- 事例
- ① 令和2年11月に送付された利用意向調査(文書)について回答がない → まだ回答していない方は、5月中に回答してください。
 - ② 「自ら耕作します」と回答しているが、農業上の利用の増進が図られていない → 5月中に耕作を再開してください。
 - ③ 「自ら権利の設定若しくは移転を行う」と回答しているが、行われていない → 農業委員会で許可申請を行う必要があります。5月中に手続きをしてください。
 - ④ 農地を有効に利用すると認められない回答をした → 勧告の対象となります。自ら耕作されるか、5月中に農業委員会と協議を行ってください。

農業委員会は、遊休農地の発生防止とすみやかな解消に取り組んでいます。文書が届いていない方も、農地の管理について不安や疑問等がある場合はご相談ください。

赤十字の活動にご支援を! ~5月は「赤十字会員増強運動」月間~

日本赤十字社では、「赤十字会員増強期間」として、事業資金の募集を行っています。皆様からの寄付金は、飢餓、貧困等に苦しむ人々の救護、輸血用血液の供給、青少年の健全育成事業などの財源に充てられます。

地域の自治会役員などが、各家庭に寄付金のお願いのために訪問しますので、ご理解とご協力をお願いします。

令和2年度西原町分区における社費及び寄付金総額

2,119,493円

日本赤十字社沖縄県支部西原町分区 分区長 崎原 盛秀

日本赤十字社沖縄県支部 活動資金募集協力感謝状伝達式 3月1日



日本赤十字社沖縄県支部活動資金協力感謝状表彰伝達式が行われ、赤十字事業の普及および活動資金募集等に10年間にわたり協力してこられた新田宗信(あらたそうしん)さん(平園自治会長)が表彰されました。崎原盛秀町長は、「10年間の長きにわたり赤十字活動に尽力されたことに敬意を表します。これからも更に充実した活動を続け、赤十字活動を側面から支援してまいりますよう、ご協力をお願いします」と感謝を述べました。

日本赤十字では、医療や災害救助など「いのちを救う」活動を行っており、これらの活動は、地域の方々から寄せられる活動資金によって賄われております。

お問い合わせ 福祉保険課 社会福祉係 ☎098-911-9163

西原町の行政相談委員です! 困ったらお気軽に行政相談のご利用を!



新垣 朝憲さん

行政相談委員は、毎日の暮らしのなかで感じている国などの行政機関に対する意見や苦情、要望を直接受け付け、町民の皆さまと行政をつなぐ懸け橋として活動しています。昨年度に引き続き、令和3年度も新垣朝憲(あらかきともりのり)さんが総務大臣から委嘱されました。

- 相談例
- ・どこに申請したらいいかわからない
 - ・生活支援について知りたい
 - ・道路を補修してほしい

行政相談窓口

電話 総務省沖縄行政評価事務所(きくみみ沖縄)

行政苦情110番 ☎0570-090-110

平日8時半~17時15分

インターネットによるご相談はこちらから



町の行政相談委員へのご相談はこちら
総務課 広報係 ☎098-945-5011

毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

民生委員・児童委員は厚生労働大臣からの委嘱を受け、一定の地域を担当し住民の生活状況の把握、要保護者の保護指導、福祉施設との連絡及び協力などの業務を行っております。

主な活動

- ① 生活の実態や福祉ニーズの把握に努めます。
- ② 生活上のさまざまな相談に応じます。
- ③ 介護や福祉の制度・サービスの情報提供をします。
- ④ 必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。

あなたの熱意を地域で活かしてみませんか?



町では、民生委員・児童委員、主任児童委員を募集しています。地域の身近な相談相手として活動していただける方、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉保険課 社会福祉係 ☎098-911-9163
西原町社会福祉協議会 ☎098-945-3651

農地の利用状況調査を行います

お問い合わせ 西原町農業委員会 ☎098-945-5281

農業委員会では、6月から農地利用状況調査を行う予定です。調査の結果、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の所有者に対して「利用意向調査」を実施し、農地の利用確認を行います。

下記の事例に該当する場合、「農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告」を行います。なお、勧告が行われると、勧告の対象となった農地の固定資産税が増額する可能性があります。また、勧告にも応じなかった場合には、県知事の裁定によって当該農地に農地中間管理機構の利用権が設定される可能性があります。

お申し込み先

西原町役場 ☎945-1501

問:お問い合わせ

申:お申し込み先